

# 山口県報

令和2年  
4月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) ..... 三
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局) ..... 三
- 公告  
製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) ..... 三
- 調理師試験の実施 (生活衛生課) ..... 四
- 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) ..... 五
- 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催の日時等の変更 (都市計画課) ..... 五



### 山口県告示第百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年四月十七日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三新化学工業株式会社  
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三新化学工業株式会社平生工場  
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三二番地
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 ( $m^3$ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
三五ーイ	一・六	令和二、 六、八	令和二、 六、一〇	令和二、 六、一五	連続 八時間
三五ーロ	一〇	〃	〃	〃	二四時間 変動なし

備考 「三五ーイ」及び「三五ーロ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十五号の有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設及び分離施設をいう。

種類	項目	汚水等の値		汚染物の質量		窒素の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		
		通	最大	通	最大	通	最大	通	最大	
焼却炉	処理前	七	八〇六	二七、〇〇〇	一〇	一五	一、〇〇〇	一、五〇〇	七・九	一〇・三
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿処理施設	処理前	七	八〇六	二七、〇〇〇	一〇	一五	一、〇〇〇	一、五〇〇	七・九	一〇・三
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
総合排水処理施設	処理前	〃	〃	九六〇	〃	〃	〃	〃	二、〇二〇	二、三三〇
	処理後	〃	〃	〃	四〇	五〇	一〇〇	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
凝集沈殿処理施設	〃	二、四〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	(既)	(既)	(既)
総合排水処理施設	鉄筋コンクリート製・鋼板製	〃	活性汚泥・ろ過・活性炭吸着・沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の値		浮遊物の質量	窒素の値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最大			
三五一イ	七	八〇六	一〇	検出せず	〇・七
三五一ロ	〃	〃	〃	検出せず	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最大	通	最大	
七	水素イオン濃度 (水素指数)	八	化学的酸素要求量 (mg/l)	二	二、〇二〇
六	浮遊物質量 (mg/l)	二七	窒素 (mg/l)	二	
八	通	最大	最大	最大	二、三三〇
一八〇	通	最大	最大	最大	
二三六	通	最大	最大	最大	
二七	通	最大	最大	最大	
三六	最大	検出せず	最大	最大	
五〇	通	最大	最大	最大	
一〇〇	通	最大	最大	最大	
二	通	最大	最大	最大	
四	通	最大	最大	最大	

処理後	〃	〃	一八〇	二三六	二七	三六	〃	〃	二	四	〃	〃
-----	---	---	-----	-----	----	----	---	---	---	---	---	---

山口県告示第百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

三隅町加入区

山口県告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
令和二年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
森永 晃仁 光市虹ヶ浜三丁目一番二〇一五〇三号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払

(九三) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時  
令和二年八月二十九日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目  
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
  - (一) 衛生法規
  - (二) 公衆衛生学
  - (三) 食品学
  - (四) 食品衛生学
  - (五) 栄養学
  - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格  
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

令和二年五月十一日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)まで(郵送の場合は、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

- (一) 県内に居住する者  
住所を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
- (四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料  
九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
  - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
  - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
  - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。
  - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封

の上すること。

(九四) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和二年八月二十九日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 公衆衛生学
  - (二) 食品学
  - (三) 栄養学
  - (四) 食品衛生学
  - (五) 調理理論
  - (六) 食文化概論
- 四 受験資格
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものである。
- 五 受験願書の受付期間
- 令和二年五月十一日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)まで(郵送の場合は、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
- (一) 県内に居住する者  
住所を所管する保健所
  - (二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書  
(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書  
八 受験手数料

六千二百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(九五) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一〇七 有限会社吉岡土建 阿武郡阿武町大字福田下一 阿武郡阿武町大字福田下一 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 生産事業者の名称及び住所に同じ。

(九六)

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催の日時等の変更

防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに防府都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催に関する公告(令和二年山口県公告(八四))の一部を次のとおり変更します。

令和二年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時に関する部分を次のように変更する。

一 開催の日時 令和二年六月五日(金曜日)午後七時

二 開催の場所に関する部分を次のように変更する。

二 開催の場所 防府市駅南町一三番四〇号 防府土木建築事務所

四 公述の申出の手續に関する部分の(一)中「令和二年五月七日」を「令和二年五月二十九日」と、「木曜日」を「金曜日」とする。

令和二年四月十七日  
発行

発行人

山口県知事